

農政Information

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 国会・政府・与党の動き

◇原油・物価高騰緊急対策 農水 751 億円

- 政府は4月28日、原油・物価高騰の緊急対策を閣議決定し、農林水産業対策に令和4年度予備費から751億円を支出することを決定した。高騰する輸入小麦対策として、原材料の国産小麦・米粉への切り替えなどに100億円、国産小麦の生産拡大・生産向上に25億円を充てる。肥料対策では、原料の調達先の多角化などの支援に100億円を盛り込んだ。また、配合飼料価格安定制度の補填基金の積み増しに435億円を充てる。

◇「みどりの食料システム戦略」新法が成立

- 農業の環境負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」を推進する新法が4月22日、参議院本会議において全会一致で可決・成立した。農家や食品事業者、消費者らの理解・連携を基本理念に化学肥料・農薬低減や有機農業などの実現に取り組む農家を融資や税制で支援する仕組みを創設する。公布から6カ月以内に施行し、施行から5年をめどに見直しを行う。

「みどりの食料システム戦略」新法のポイント

基本理念	環境負荷低減へ農家、食品事業者、消費者らが理解・連携
国が講ずべき 施策	関係者の理解増進、環境負荷低減に向けた技術の開発・普及 や生産・流通合理化・消費の促進
支援の枠組み	国が環境負荷低減に向けた基本方針を策定 →基本方針に基づき、県と市町村が共同で基本計画を策定 →基本計画に沿って取り組む農家を県が認定し、税制や投 融資で支援
その他	消費者の努力義務として環境に配慮した商品の選択を規定

◇改正植物防疫法が成立

- 「みどりの食料システム戦略」新法と一体で審議されてきた、改正植物防疫法が4月22日、参議院本会議において全会一致で可決・成立した。農薬だけに頼らない「総合的防除」の推進に向けて、県の指導権限を強化し、農家が防除で守るべきルールを規定できる制度を創設した。また、地球温暖化などに伴う病害虫の侵入リスクの高まりを踏まえ、国内で未確認の病害虫について、農家らによる緊急防除の迅速化、発見者の通報義務も措置された。公布から1年以内に施行される。

◇ガソリン補助金 期限延長・補助上限引き上げ

- 政府は、石油元売り会社に1ℓ当たり最大25円を支給する措置について、期限を9月末まで延長、補助上限を1ℓ当たり最大35円に引き上げた。

4月25日時点のレギュラーガソリン1ℓ当たりの全国平均小売価格は、前週調査と比べて70銭安い172円80銭となった。先週の原油価格は上昇していたが、補助金の効果でガソリン小売価格は下落した。

◇農村RMO創出へ 農水省検討会最終提言

- 今後の農村政策の在り方を議論する農水省の有識者検討会が最終提言をまとめた。提言の柱は「農村地域づくり事業体(農村RMO)」の育成で、農地や水路維持をはじめ、住民の買い物や子育ての支援といった幅広い役割を担い、弱体化が懸念される農村集落の機能を補完する。

中間提言では、農村RMOの創出に向けて農事組合法人の事業多角化を掲げていたが、最終的には集落営農組織などを発展させていく内容となった。

2. 国内農畜産業の動きについて

◇水田農業対策をめぐる情勢

- 農水省は4月19日、令和3年産米の3月の相対取引価格を公表した。全銘柄平均の60kg当たりの価格が11,777円となり、前月から1%下落、前年同月から13%下落となった。茨城県産のコシヒカリは11,172円となり、前月から1%下落、前年同月から14%下落、同あきたこまちは11,398円となり前月から1%上昇、前年同月から17%下

落となった。

銘柄によっては下げ止まりの気配はあるが、全銘柄平均の相対取引価格は14ヶ月連続で下落している。まん延防止等重点措置の解除などで業務用販売は回復に向かっているものの、コロナ禍前の水準は下回っている。

- 農水省は、令和2年産の在庫米の長期保管と計画的な販売額を促す「特別枠」について、15万tの支援枠を設けたが、産地からの要望が12万tにとどまったことを明らかにした。保管期限は令和9年3月末と十分な期間が設けられているが、保管後の中・外食業者などへの販売方法では、明確なルールは示されておらず、産地にゆだねられることになる。

◇3月農業物価指数 資材高止まらず

- 農水省は4月27日、3月の農業物価指数を公表した。平成27年を100とした農業生産資材価格の指数は111.6と、前月比では0.5%、前年同月比では7%上回り、最高値を更新した。ロシアのウクライナ侵攻の長期化や、急激な円安が、農業生産資材の一層の価格上昇の要因となっている。一方、農産物価指数は111.3となり、前月を0.3%、前年同月を1%上回った。

◇「食料安全保障推進財団」設立

- 東京大学大学院の鈴木宣弘教授など農業政策の専門家らが、3月下旬、「食料安全保障推進財団」を設立した。当財団は、ウクライナ情勢を背景に食料安全保障を巡る日本のリスクが表面化する中、食料をできる限り国内で生産・消費することの重要性を国民に広く伝えることを目的としている。今後は、生産者や消費者による勉強会の開催を支援し、日本の食料を巡る現状の共有を図ることで、国民に行動を促していくとしている。

3. 茨城県の動きについて

◇豚熱2例発生

- 農水省は4月13日に石岡市の養豚場、4月15日に城里町の養豚場で豚熱が発生したと発表した。平成30年9月の国内再発生後、県内の

農場での発生は初めてだった。茨城県は、石岡市の養豚場で約 1,000 頭、城里町の養豚場で約 2,900 頭の殺処分など防疫措置を行った。県内の農場では全頭がワクチン接種済みのため、豚の移動や搬出に制限はかけられなかった。

II 国際通商の情勢について

1. 米通商代表部（USTR）日本農業に問題視続く

- 米通商代表部（USTR）は3月31日、2022年版の外国貿易障壁報告書を公開した。日本の農業分野について、日米貿易協定の発効後も、米や乳製品など一部品目に高関税が維持されていると指摘された。また、日本政府による輸入米の売買同時契約（SBS）の運用の在り方も問題視した他、乳製品の在庫削減に向けた支援策も注視する姿勢が示された。